○農林水産省告示第二千三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市蕪木町東屋敷二六七の二、神谷田四一二の二、後田四二五の三、四四八の二、四五四の二、四五四の三、四五六の二、北野田四五七の二、四五八の五、四五八の六、四七二の二、四八九の三、四八九の七、四八九の八、炭釜五〇二の二、西屋敷七三の二、七三の五、八三の一、八四の二、八四の三、一〇五の二、一一九の二、小種田五一六、五一七、五二〇の二、五二〇の三、五二八の二、五二九の二、五二九の三、五三〇の一、五三〇の二、五三〇の四、五三〇の七、椿沢五九の一、五九の三、五九の五、六九の三、上トヤ五三四の三、五三四の五から五三四の八まで、五三四の一一、五三四の一二、五三五の二、五三九の二、五四一の二、下トヤ五四七の三、五五五の二、五五六の三、五五六の四、五六三、五六四の二、五六四の四、五七〇の五、五七〇の九、五七〇の一〇、五七〇の一二、五七〇の一四から五七〇の一七まで、五七〇の一九、五七〇の二〇、下毛六の三、六の四、九の二、仏供二の三、池ノ入一五の四、一六の二、一九の二、一九の三、二〇の二、二一の二、二二の三、三一の一〇から三一の一三まで、笹塚五〇の七から五〇の九まで、井山一三八の一〇、一三八の一二、一三八の一三、一五六の五、黒坂町空山二四の一、北篠平町七々山七一四の一から七一四の四まで、七一五の一、七一五の二、七一六の一、七一六の二、七一六の四から七一六の六まで、七一七の一、七一七の三、七一七の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市門谷字鳳来寺七の六九・七の七〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七の九、七の七一、豊岡字ゼロ一の一から一の三まで、一の七、川田字本宮五の二四一、副川字西山二、三の一、三の二、一六、一七、上吉田字白倉四四、四四の一

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳳来寺七の六九（次の図に示す部分に限る。）、字白倉四四（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市作手保永字竹ノ山一一の一二、作手田原字坂下一九の一、二六、字大入四〇の四、作手守義字下貝津四の一、五の一、七、四九、五〇

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市夏焼町トウシホラ四五七、四五七の一、四五九から四六六まで、四六五の一、フカサワ三三一の二、三三一の五、三三一の七、三三一の一〇、ヤマダ三三五の三、三三〇の三、三三〇の四、三三〇の八から三三〇の一〇まで、三三〇の一二、大船四七六、四八〇、四八三の一、四八三の二、四八四、東尾一九二の一、一九二の一一、一九三、一九四、一九六の一、一九六の二、オチアイ四八五、四八六、四八九、トヤガ子四七一の六、四七三、カヤマグチ三九七の二、三九七の三、三九八、三九九の一、三九九の二、四〇〇の三、青木洞四五一、四五一の一、四五四から四五六まで、イハクラ二七九の一、カヤダテ四〇一、中当町オオノ平五五七、五六〇、キンゴ入四一一の二、四一一の三、四一一の一六、田ノ入五二九の一、五三一、五三二の一、五三三から五三五まで、ヒカゲ四二〇の二、四一四の二、イナバ五〇六の一、五〇六の二、五〇七、五〇八、五一一から五一三まで、五一八の一、古畑五四八、五四九の一、五五〇から五五四まで、五五四の一、五五六の一、五五六の二、カジヤ五二六の五、桜ノ木五四七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市門谷字鳳来寺七の六九・七の七〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七の九、七の七一、豊岡字ゼロ一の一から一の三まで、一の七、川田字本宮五の二四一、副川字西山二、三の一、三の二、一六、一七、上吉田字白倉四四、四四の一

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳳来寺七の六九（次の図に示す部分に限る。）、字白倉四四（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市作手保永字竹ノ山一一の一二、作手田原字坂下一九の一、二六、字大入四〇の四、作手守義字下貝津四の一、五の一、七、四九、五〇

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市夏焼町トウシホラ四五七、四五七の一、四五九から四六六まで、四六五の一、フカサワ三三一の二、三三一の五、三三一の七、三三一の一〇、ヤマダ三三五の三、三三〇の三、三三〇の四、三三〇の八から三三〇の一〇まで、三三〇の一二、大船四七六、四八〇、四八三の一、四八三の二、四八四、東尾一九二の一、一九二の一一、一九三、一九四、一九六の一、一九六の二、オチアイ四八五、四八六、四八九、トヤガ子四七一の六、四七三、カヤマグチ三九七の二、三九七の三、三九八、三九九の一、三九九の二、四〇〇の三、青木洞四五一、四五一の一、四五四から四五六まで、イハクラ二七九の一、カヤダテ四〇一、中当町オオノ平五五七、五六〇、キンゴ入四一一の二、四一一の三、四一一の一六、田ノ入五二九の一、五三一、五三二の一、五三三から五三五まで、ヒカゲ四二〇の二、四一四の二、イナバ五〇六の一、五〇六の二、五〇七、五〇八、五一一から五一三まで、五一八の一、古畑五四八、五四九の一、五五〇から五五四まで、五五四の一、五五六の一、五五六の二、カジヤ五二六の五、桜ノ木五四七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千七十二号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第二項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表が改定された。

平成二十七年十月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省告示第八百三十八号（平成二十七年七月三日）の一部を次のように改める。

平二十七第五〇一一号の項期間の欄、同第五〇一五号の項期間の欄及び同第五〇一七号の項期間の欄をそれぞれ「平成27年11月1日から平成30年10月31日卅℃」に改める。

○中部地方整備局告示第百二十六号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十七年十月二十日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

名称　国営木曽三川公園

位置　三重県桑名市大字桑名、太一丸及び住吉町地先

区域　別紙図面のとおり（略）

（中部地方整備局に閲覧所を設け、平成二十七年十月二十日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十七年十一月三日

○中国地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十日

中国地方整備局長　丸山　隆英

㈠　㈡　道路の種類　一般国道

路線名　三百七十三号